

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年6月30日

高山市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○		高山市漆垣内町、上野町、塩屋町、山田町、丹生川町、一之宮町、国府町地域内	無	令和4年度～ 令和8年度	龍の瞳生産組合